

## 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成24年8月16日

住 所 岡山市北区下中野347番地104  
氏 名 平林金属株式会社  
代表取締役 平林久一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた  
産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山市長 高谷茂男

許可の年月日	平成24年8月16日	許可番号	第(7)-13号
施設の種類及び 処理する 産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物 に石綿含有産業 廃棄物が含まれる 場合は、その旨 を含む。)	<p>廃プラスチック類の破碎施設</p> <p>廃プラスチック類 以上1種類 (石綿含有産業廃棄物及び自動車等破碎物を除く。)</p>		
設置場所	岡山市中区新築港1番14外2筆 (面積: 10,236.52m <sup>2</sup> )		
処理能力	廃プラスチック類 27t/日 (1日8時間稼働)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項 の規定による許可 証の提出の有無	無		
留意事項	<ol style="list-style-type: none"><li>施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。</li><li>計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。</li><li>施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。</li></ol>		

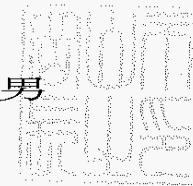
# 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成24年8月16日

住 所 岡山市北区下中野347番地104  
氏 名 平林金属株式会社  
代表取締役 平林久一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた  
産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山市長 高谷茂男



許可の年月日	平成24年8月16日	許可番号	第(8の2)-37号
施設の種類及び 処理する 産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物 に石綿含有産業 廃棄物が含まれる 場合は、その旨 を含む。)	木くず又はがれき類の破碎施設  木くず、がれき類 以上2種類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)		
設置場所	岡山市中区新築港1番14外2筆 (面積: 10,236.52m <sup>2</sup> )		
処理能力	木くず 10t/日、がれき類 47t/日 (1日8時間稼働)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項 の規定による許可 証の提出の有無	無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

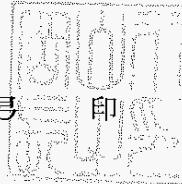
# 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成18年10月30日

住 所 岡山市下中野347番地104  
氏 名 平林金属株式会社  
代表取締役 平林 久一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山市長 高谷 茂男



許可の年月日	平成18年10月30日	許可番号	第(7)-10号
施設の種類及び 処理する 産業廃棄物の種類	・廃プラスチック類の破碎施設 ・廃プラスチック類（自動車等破碎物を含む。）		
設置場所	岡山市新築港1番14の一部		
処理能力	3.56t/時 (28t/日) (1日8時間稼働)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項 の規定による許可 証の提出の有無	なし		
留意事項	1. 施設の設置にあたっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等を変更しようとする場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。		
備考			

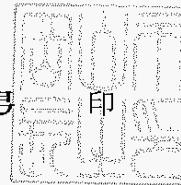
# 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成18年10月30日

住 所 岡山市下中野347番地104  
氏 名 平林金属株式会社  
代表取締役 平林 久一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山市長 高谷 茂男



許可の年月日	平成18年10月30日	許可番号	第(8の2)-21号
施設の種類及び 処理する 産業廃棄物の種類	・木くずの破碎施設 ・木くず		
設置場所	岡山市新築港1番14の一部		
処理能力	5.60t/時 (44t/日) (1日8時間稼働)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項 の規定による許可 証の提出の有無	なし		
留意事項	1. 施設の設置にあたっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等を変更しようとする場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。		
備考			

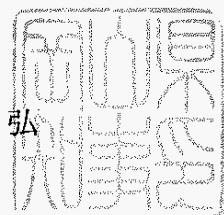
## 産業廃棄物処理施設変更許可証

平成14年11月8日

住 所 岡山市下中野347-104  
氏 名 平林金属株式会社  
代表取締役 平林 久一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4第1項の規定により、  
変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山県知事 石井正弘



許 可 年 月 日	平成14年11月8日	許可番号	第1-(7)-1号
施 設 の 種 類 及 び 処 理 す る 産 業 廃 棄 物 の 種 類	廃プラスチック類の破碎施設 金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)・陶磁器くず、ゴムくず 以上4種類		
設 置 場 所	岡山県御津郡御津町大字高津字常原120番13		
処 理 能 力	120トン/日(24時間)		
許 可 の 条 件	なし		
規則第11条第7項 の規定による許可 証の提出の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 · 無		
留 意 事 項	なし		

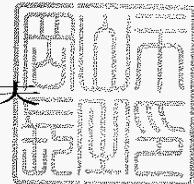
# 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成27年 1月16日

住 所 岡山市北区下中野347番地104  
氏 名 平林金属株式会社  
代表取締役 平林 実

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた  
産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山市長 大森雅夫



許可の年月日	平成27年1月16日	許可番号	第(7)-16号
施設の種類及び 処理する 産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物 に石綿含有産業 廃棄物が含まれる 場合は、その旨 を含む。)	廃プラスチック類の破碎施設(No.1) 廃プラスチック類 以上1種類(石綿含有産業廃棄物を除く。)		
設置場所	岡山市北区御津高津120番13(面積: 25,188m <sup>2</sup> )		
処理能力	廃プラスチック類 9.18 t/日(1日17時間稼働)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項 の規定による許可 証の提出の有無	無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

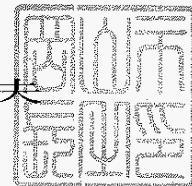
# 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成27年 1月16日

住 所 岡山市北区下中野347番地104  
 氏 名 平林金属株式会社  
 代表取締役 平林 実

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた  
 産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山市長 大森雅夫



許可の年月日	平成27年1月16日	許可番号	第(7)-17号
施設の種類及び 処理する 産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物 に石綿含有産業 廃棄物が含まれる 場合は、その旨 を含む。)	廃プラスチック類の破碎施設 (No. 2) 廃プラスチック類 以上1種類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)		
設置場所	岡山市北区御津高津120番13 (面積: 25, 188m <sup>2</sup> )		
処理能力	廃プラスチック類 9.39 t / 日 (1日17時間稼働)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項 の規定による許可 証の提出の有無	無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

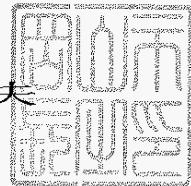
## 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成27年 1月16日

住 所 岡山市北区下中野347番地104  
氏 名 平林金属株式会社  
代表取締役 平林 実

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた  
産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山市長 大森雅夫



許可の年月日	平成27年1月16日	許可番号	第(7)-18号
施設の種類及び 処理する 産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物 に石綿含有産業 廃棄物が含まれる 場合は、その旨 を含む。)	廃プラスチック類の破碎施設 (No.3) 廃プラスチック類 以上1種類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)		
設置場所	岡山市北区御津高津120番13 (面積: 25,188m <sup>2</sup> )		
処理能力	廃プラスチック類 9.72 t / 日 (1日17時間稼働)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項 の規定による許可 証の提出の有無	無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

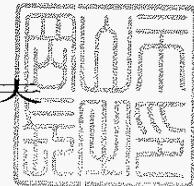
## 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成27年 1月16日

住 所 岡山市北区下中野347番地104  
氏 名 平林金属株式会社  
代表取締役 平林 実

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた  
産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山市長 大森雅夫



許可の年月日	平成27年1月16日	許可番号	第(7)-19号
施設の種類及び 処理する 産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物 に石綿含有産業 廃棄物が含まれる 場合は、その旨 を含む。)	廃プラスチック類の破碎施設 (No.4) 廃プラスチック類 以上1種類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)		
設置場所	岡山市北区御津高津120番13 (面積: 25,188m <sup>2</sup> )		
処理能力	廃プラスチック類 10.05 t/日 (1日17時間稼働)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項 の規定による許可 証の提出の有無	無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

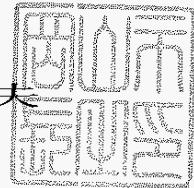
## 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成27年 1月16日

住 所 岡山市北区下中野347番地104  
氏 名 平林金属株式会社  
代表取締役 平林 実

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた  
産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山市長 大森雅夫



許可の年月日	平成27年1月16日	許可番号	第(7)-20号
施設の種類及び 処理する 産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物 に石綿含有産業 廃棄物が含まれる 場合は、その旨 を含む。)	廃プラスチック類の破碎施設 (No. 5) 廃プラスチック類 以上1種類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)		
設置場所	岡山市北区御津高津120番13 (面積: 25,188m <sup>2</sup> )		
処理能力	廃プラスチック類 10.03 t/日 (1日17時間稼働)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項 の規定による許可 証の提出の有無	無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

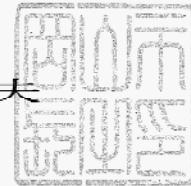
# 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成28年 2月16日

住 所 岡山市北区下中野347番地104  
 氏 名 平林金属株式会社  
 代表取締役 平林 実

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた  
 産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山市長 大森雅夫



許可の年月日	平成28年2月16日	許可番号	第(7)-21号
施設の種類及び 処理する 産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物 に石綿含有産業 廃棄物が含まれる 場合は、その旨 を含む。)	廃プラスチック類の破碎施設  廃プラスチック類 以上1種類（石綿含有産業廃棄物及び自動車等破碎物 を除く。）		
設置場所	岡山市北区御津高津120番13（面積：25,048m <sup>2</sup> ）		
処理能力	廃プラスチック類 93.6 t / 日（1日24時間稼働）		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項 の規定による許可 証の提出の有無	無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受 けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

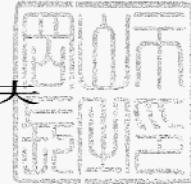
# 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成28年 2月16日

住 所 岡山市北区下中野347番地104  
 氏 名 平林金属株式会社  
 代表取締役 平林 実

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた  
 産業廃棄物処理施設であることを証する。

岡山市長 大森雅夫



許可の年月日	平成28年2月16日	許可番号	第(8の2)-40号
施設の種類及び 処理する 産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物 に石綿含有産業 廃棄物が含まれる 場合は、その旨 を含む。)	木くずの破碎施設  木くず 以上1種類(石綿含有産業廃棄物を除く。)		
設置場所	岡山市北区御津高津120番13(面積: 25,048m <sup>2</sup> )		
処理能力	木くず 295.2t/日(1日24時間稼働)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項 の規定による許可 証の提出の有無	無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		